

○山梨県警察職員の勤務時間等の特例に関する訓令

平成31年 3 月19日

本部訓令第 5 号

改正 令和元年 8 月 1 日本部訓令第 2 号

令和 2 年10月 8 日本部訓令第 8 号

令和 4 年 3 月 4 日本部訓令第 2 号

令和 5 年 3 月 3 日本部訓令第 2 号

令和 6 年 3 月 1 日本部訓令第 2 号

令和 7 年 3 月 7 日本部訓令第 4 号

令和 7 年 6 月26日本部訓令第14号

山梨県警察職員の勤務時間等の特例に関する訓令（平成 4 年 7 月27日山梨県警察本部訓令第13号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年山梨県条例第 5 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 5 項、第 4 条第 1 項及び第 6 条第 5 項の規定に基づき、山梨県警察職員（山梨県職員定数条例（昭和28年山梨県条例第22号）第 1 条第 5 号に規定する警察職員をいう。以下「職員」という。）の勤務時間の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 当番 1 回の勤務につき、15時間30分の勤務時間を勤務開始から24時間を超えない範囲内で 2 日にわたって割り振る勤務をいう。
- (2) 非番 当番を終える日の勤務終了後の日をいう。
- (3) 日勤 1 回の勤務につき、7 時間45分の勤務時間を割り振る勤務をいう。
- (4) 週休日 勤務時間を割り振らない日をいう。

（特例の勤務に従事する職員の勤務制）

第 3 条 特例の勤務に従事する職員（以下「特例勤務職員」という。）の勤務制は、交替制、日勤制、一部日勤制及び駐在制とする。

（特例勤務職員の範囲等）

第4条 特例勤務職員の範囲及び勤務制の区分は別表第1のとおりとする。ただし、一部日勤制の職員であって勤務時間条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。

(特例勤務職員の勤務時間等)

第5条 特例勤務職員の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表第2のとおりとし、その勤務日及び勤務時間の割振りは所属長が定める。

(日勤制のうち宿直勤務に従事する職員及び一部日勤制の勤務に従事する職員の勤務時間の割振りの基準)

第6条 日勤制のうち宿直勤務に従事する職員及び一部日勤制の勤務に従事する職員の勤務時間の割振りの基準は、別表第3のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成31年3月20日から施行する。

附 則 (令和元年8月1日本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年10月8日本部訓令第8号)

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月4日本部訓令第2号)

この訓令中第1条、第4条及び第6条の規定は令和4年3月18日から、第2条、第3条、第5条及び第7条から第10条までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日本部訓令第2号)

この訓令中第1条、第5条、第7条及び第10条の規定は令和5年3月17日から、第2条から第4条まで、第6条、第8条、第9条及び第11条から第17条までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日本部訓令第2号)

この訓令中第2条、第5条、第7条、第10条、第13条、第16条及び第17条の規定は令和6年3月15日から、第19条の規定は同年3月22日から、第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第18条及び第20条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月7日本部訓令第4号)

この訓令は、令和7年3月21日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 26 日本部訓令第 14 号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表 略